

市内特定教育・保育施設 代表者様

市内特定地域型保育事業 代表者様

守 口 市 長 西 端 勝 樹

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る国の緊急事態宣言発令等に伴う
特定教育・保育施設等での子どもの受け入れについて

平素から本市教育・保育行政にご理解とご協力いただきお礼申し上げます。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた対応にご協力をいただきありがとうございます。

現在、国の緊急事態宣言発令及び守口市緊急事態措置（行動計画）の実施に基づき、令和2年4月8日付で、全ての保護者に対して、家庭で保育が可能な場合は、利用を控えていただくよう要請しているところです。

この度、大阪府新型コロナウイルス対策本部会議（令和2年4月13日開催）において、これまでの「外出自粛の要請」と「イベント開催自粛の要請」だけではオーバーシュート（感染爆発）の危険性があることから新たに「施設の使用制限の要請」等を行うこととされ、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、適切な感染防止策についての協力及び施設の休止についての要請がありました。

それを受け守口市では、市立認定こども園の運営について、以下のとおり対応することとしましたのでお知らせします。つきましては、**市内の私立認定こども園**、保育所、及び地域型保育事業についても**同様の対応**をとっていただくよう**要請**いたします。

なお、本通知については、各施設における新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る取り組みを妨げるものではないことを申し添えます。

記

1. 市立認定こども園の対応について

	対応
幼稚園部分 【1号認定子ども】	臨時休業 ※保護者の就労などにより真にやむを得ず保育を必要とする方については保育を実施いたしますが、大阪府より新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、幼稚園に対して 施設の休止要請 が出ていますので、可能な限り登園を自粛していただきますようお願いいたします。
保育所部分 【2号認定子ども】 【3号認定子ども】	開園しますが、大阪府より新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく 利用の自粛要請 が出ていますので、可能な限り登園を自粛していただきますようお願いいたします。

2. 期間

令和2年4月15日（水）から令和2年5月6日（水）まで